

特集

シンフォニー  
Symphony

## 知っていますか？ 育休の“今”

近年、男性の育児参加が話題となる一方で、いまだ男性の育児休業取得率は約1割にとどまっています。今回の特集記事では、男性の育児休業等推進など、働き方改革を進める企業と実際に育児休業を取得した先輩パパへインタビューを行いました。これを機に夫婦2人で行う育児について考えてみませんか。

## 男性の育児休業等推進をはじめとした働き方改革を実践

株式会社矢口造園 代表取締役 矢口 光太郎 さん



情報の開示・共有をして、同じイメージをもって仕事ができるようにしています。

**Q. 男性の育休取得を促すための取組を教えてください。**

令和2年度に男性の育休対象者がいました。対象者には、「育休を取る？」とこちらから声掛けをしました。また、応接室と休憩室に県の男性育児休業等推進宣言ポスターを掲示しています。従業員と一緒に長く働いてもらえることが会社の財産になると考えていますので、働きやすい環境づくりを目指しています。

**Q. 男性が育休を申請しやすい環境づくりをどのように行っていますか？**

常にお互いの仕事をカバーできる人材育成に取り組んでいます。全体をレベルアップすることで、仕事が偏らないようにしています。仕事をカバーしてもらえる安心感が生まれ、育休の取得しやすさに繋がっています。

**Q. 育休を取得した社員の部署で、業務継続を円滑に行うためにどのような工夫をしましたか？**

独自に開発した業務の予定管理や現場に必要な情報共有などを行うクラウドシステム等を使い、休業中もどこで、誰が、何をしているか知ることができるようにしていました。

**Q. 育児・介護休業法の改正について、どのように考えていますか？**

以前は、育休の2回目の取得については有給休暇を充てていました。今回、育児・介護休業法の改正で、産後パパ育休、育児休業の分割取得が可能になったとのことで、休み方の選択の幅が広がったと思います。今後も、法改正があれば随時対応していきます。

**Q. 今後の雇用環境について、どのように考えていますか？**

お互いに明朗、明快に納得しあえる雇用環境を築いていきたいと思っています。

令和3年度

埼玉県荻野吟子賞\*  
いきいき職場部門賞受賞

## 株式会社矢口造園のさまざまな働き方改革

- 資格取得支援、経費補助
- 夏場の健康への配慮
- 昼食補助
- 人員配置クラウドシステムの導入
- 完全週休2日制の導入を目指した改革

\* 埼玉県出身で日本最初の公認女性医師となった荻野吟子にちなみ、男女共同参画の推進について、顕著な功績のあった個人や団体を表彰する制度

企業情報

株式会社 矢口造園

所在地 北本市古市場 2-266

業 種 建設業

事業内容 造園土木工事業、公園管理

HP



どう変わったの？

# 育児・介護休業法

令和4年4月1日から3段階で施行

## 改正のポイント

- 1 産後パパ育休の創設
- 2 育休を取得しやすい雇用環境の整備  
(個別周知・意向確認の措置の義務化)
- 3 育児休業の分割取得
- 4 有期雇用労働者の育児・介護休業  
取得要件の緩和
- 5 育児休業取得状況の公表の義務化

今回の改正で、家庭の事情に応じて柔軟に育休を取得できるよう、新たな枠組みが創設されました。中でも今回創設された「産後パパ育休」は、従来の育休とは別に取得できます。

産後、母親が心身ともに不安定な状況である時期に父親が育児に取組みやすい制度になります。併せて従来の育休も2回まで分割取得ができるようになりました。

	現行	改正後 (R4.10.1 ~)	
	育休制度	育休制度	産後パパ育休 (新設) 育休とは別に取得可能
対象期間 取得可能日数	原則子が1歳まで (最長2歳まで)	原則子が1歳まで (最長2歳まで)	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能
申出期限	原則1か月前まで	原則1か月前まで	原則休業の2週間前まで
分割取得	原則分割不可	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	分割して2回取得可能
休業中の就業	原則就業不可	原則就業不可	労使協定を締結している場合に 限り、労働者が合意した範囲で 休業中に就業することが可能
1歳以降の延長	育休開始日は1歳、1歳半の時 点に限定	育休開始日を柔軟化	
1歳以降の 再取得	再取得不可	特別な事情がある場合に限り再 取得可能	

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。



# 北本市民の先輩パパへインタビュー



## 金子和弘さん

長女 (7 歳)  
長男 (1 歳 5 か月)

【育児休業取得期間】  
約 2 か月 (長男の産後)

### Q. 時期やタイミングの決め方について

職場としては、好きなタイミングで必要な育児休業を取得できます。期間は妻と話し合い決めました。

### Q. 職場の同僚等の反応はどうでしたか？

もともと男性の育児休業取得を推進しているということもありますが、同僚や上司は「育児休業とらないの？」など取得に向けた後押しをしてくれていました。また、先輩職員が実際に育児休業を取得していたこともあり、取得しにくい雰囲気はありませんでした。

### Q. 育児休業の取得によって、育児に対する考え方は変わりましたか？

変わりました。育児の大変さが分かりました。こんなに大変だとは思わなかったです。また、今までは仕事を中心に考えがちでしたが、家族中心に物事をとらえられるようになりました。

### Q. 家事や育児の分担について

特に分担は決めていません。コロナの影響で、リモートワークが多くなり、家にいる時間が長くなったので、時間がある方が家事を行うようにしていました。その流れで、育児休業の際も自然と家事・育児を協力して行うことができたと感じています。

### Q. 育児休業を取得予定、取得したい方へ一言

迷っているのであれば、取得することをお勧めします。家族との時間が増えることで仕事の効率も上がると感じました。早めに上司や同僚に相談してみると良いと思います。



## 山田諒介さん

長男 (4 歳)  
長女 (1 歳 9 か月)

【育児休業取得期間】  
約 1 か月 (長女の産後)

### Q. 時期やタイミングの決め方について

会社では、男性で育児休業を取得した前例がなく、話し合いをして期間を決めました。

### Q. 育児休業前に準備したことはありますか？

1 か月という短い期間だったので、2 人でやることリストを作り、予定を埋めました。1 か月があっという間に過ぎてしまったので、やることリストを作成してよかったです。

### Q. 育児休業を取得してよかったと思う点を教えてください

身近で子どもの成長を見ることができたことです。1 日、1 週間で驚くほど成長した姿を見ることができたので取得してよかったと思いました。

### Q. 育児休業の取得前後で、育児に対する考えは変わりましたか？

変わりました。正直、育休取得前は育児に係るストレスについて、理解しきれていない部分があったと思います。育児休業中、1 日中子どもと一緒にいて、肉体的、精神的にかなり大変で、妻の気持ちが分かりました。

### Q. 育児休業を取得予定、取得したい方へ一言

悩んでいるなら、無理してでも取った方がいいと思います。特に、上の子がいるご家庭は、パートナーの負担も減りますし、子どもとの貴重な時間も作れるので背中を押したいです。

# 相談窓口のお知らせ

## 女性相談

市では、様々な悩みを持つ女性を対象として、女性相談員による相談を実施しています。

[相談日時] 毎月第1・3水曜日、第2月曜日 10:00～16:00

[相談方法] 対面、電話 または オンライン

[予 約] ウェブ予約 または 電話 (048-594-5506)



## 男性のための電話相談

With You さいたま相談室では、男性の臨床心理士による男性のための電話相談を実施しています。

[相談日時] 毎月第1・3日曜日 11:00～15:00 (6月19日、1月1日を除く。)

[電 話] 048-601-2175



## DVに関する電話相談

各機関では、DVに関する電話相談窓口を設けています。

### 埼玉県婦人相談センター

[相談日時] 月～土曜日 9:30～20:30

日曜日・祝日 9:30～17:00

[電 話] 048-863-6060

### 内閣府「DV相談+ (プラス)」

[相談日時] 電話・メール 24時間

チャット 12:00～22:00

[電 話] 0120-279-889

### 埼玉県男女共同参画推進センター

(With You さいたま) 相談室

[相談日時] 月～土曜日 10:00～20:30

(第3木曜日、臨時休館日を除く。)

[電 話] 048-600-3800

### 日本司法支援センター

### 犯罪被害者支援ダイヤル「法テラス」

[相談日時] 月～金曜日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00

[電 話] 0570-079-714



## 性暴力に関する SNS 相談「Cure Time (キュアタイム)」

内閣府では、性暴力に関する相談を SNS (チャット) で実施しています。

[相談日時] 毎日 17:00～21:00



## シンフォニーとは

「シンフォニー」とは交響曲のことです。いろいろな楽器が響き合って一つの曲を奏できるように、男女が力を出しあって、調和のとれた男女共同参画社会を創造できるようにと名づけられたものです。

バックナンバーはこちら



## 編集協力員募集

「シンフォニー」は市民の編集協力員が企画・編集しています。あなたもシンフォニーをいっしょにつくってみませんか？ 興味のある方は、下記担当までお問い合わせください。

人権推進課 人権推進・男女共同参画担当

TEL: 048-594-5506

北本市男女共同参画情報紙

シンフォニー 第29号

2023年1月発行

〈企画・編集〉男女共同参画情報紙「シンフォニー」編集協力員

石原 徹也、平子 英二、邨山 真理、元木 仁志

〈発行〉北本市 総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

TEL: 048-594-5506 FAX: 048-592-5997



読みやすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザイン書体を採用しています。



この印刷物は再生紙と環境にやさしい  
「植物油インキ」を使用しています。